金沢市 はたらく応援ガイド

~平成30年度版~

事業主の方へ

各種奨励金、表彰制度、利子の助成制度の紹介	介です。
☆ 雇用奨励金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1~5
☆ 子育てしやすい職場づくり ・・・・・	P6
☆ 福利厚生 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р9
☆ 雇用関係相談窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P10

はたらく人へ

奨励金、融資制度、相談窓口等の紹介です。

☆ 奨励金・融資制度 ・・・・・・・・・・	P7~8
☆ 福利厚生 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P9
☆ 雇用関係相談窓口 ・・・・・・・・・	P10

非正規労働者を正規雇用へ転換した場合

国助成金

キャリアアップ助成金 ※正社員化コース

内容	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労 キャリアアップを促進するため、正規雇用等へ		
	転換内容	中小企業	中小企業以外
	①有期→正規 (1人あたり)	57万円(72万円)	42.75万円(54万円)
	②有期→無期 (1人あたり)	28.5万円(36万円)	21.375万円(27万円)
	③無期→正規 (1人あたり)	28.5万円(36万円)	21.375万円(27万円)
助成額	・正規には「多様な正社員(勤務地・職務院・1年度1事業所あたり15人まで・対象者が母子家庭の母等または父子家庭1人あたり①9.5万円(12万円) ②③4	の父の場合、 4.75万円(6万円)を加算	認められる場合の額
	・派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する場合、1 人あたり28.5万円(36万円)を加算 受給の際にはこの他にいくつか要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせ下さい		
問い合わせ先 石川労働局 職業安定部 職業対策課 Tel 0 7		076-265-4428	



金沢市奨励金

金沢市若者女性キャリアアップ促進奨励金

国のキャリアアップ助成金(正社員化コース※多様な正社員を除く)の交付対象となった労働者を12か月以上継続雇用している事業主に対し、奨励金を交付します。

対 象	・平成28年4月1日以後に非正規労働者を正規雇用へ転換または直接雇用し、 国のキャリアアップ助成金の交付を受けていること ・転換者が市内に住所を有する方であること(正規雇用への転換時点から) ・転換者が転換時において35歳未満の若者又は45歳未満の女性であること		
	転換内容	中小企業	中小企業以外
交付額	①有期→正規(1人あたり)	25万円	20万円
人的領	③無期→正規(1人あたり)	15万円	12.5万円
	・1 事業所あたり転換者は5人ま	<u> </u>	
申請期間			
問い合わせ先			

【申請までの流れ】 (日付の例) H28.10.1~ -H29.4.1 \sim H29.10.1 から3か月以内 非正規雇用者への 国に申請 市に申請 対象者が発生 キャリアアップ計画 実施 6か月経過 基準日から 6か月経過 12か月経過後 (正規雇用へ転換) 2か月以内 3か月以内 (3~5年)の作成・提出

障害のある方、高年齢者、ひとり親家庭の父母等 を雇用する場合

国 助成金

特定求職者雇用開発助成金

(特定就職困難者コース助成金(旧名称 特定就職困難者雇用開発助成金))

対象	下記の対象労働者を常時雇用する労働者として雇い入れた事業主
対象労働者	障害のある方、高年齢者(60歳から65歳未満)、ひとり親家庭の父母等
助成期間 及び助成額	《障害のある方(重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者)》 ※中小企業で、短時間労働者3年 助成額 240万円(対象労働者1人につき) 以外の場合の例 《障害のある方(上記以外の場合)》 2年 助成額 120万円(対象労働者1人につき) 《高年齢者、ひとり親家庭の父母等》 1年 助成額 60万円(対象労働者1人につき)
問い合わせ先	石川労働局 職業安定部 職業対策課 TeLO 76-265-4428



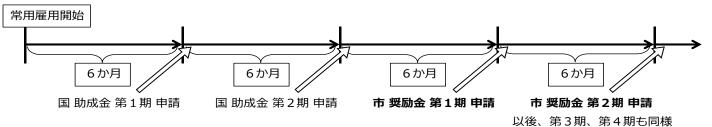
金沢市 奨励金

金沢市障害者継続雇用奨励金、金沢市高年齢者雇用奨励金金沢市ひとり親家庭雇用奨励金

上記の特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間終了後も、引き続き、障害のある方、高年齢者 ひとり親家庭の父母等を雇用する(した)事業主に対して、奨励金を交付します。

対 象	国の特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間満了後も、引き続き下記の対象労働者 を雇用した事業主	
対象労働者	①障害のある方、②高年齢者、③ひとり親家庭の父母等 いずれも金沢市民であること	
交付期間	2年間	
交付額	①《障害のある方》 1年目 支払賃金の月額1/3 (限度額 重度:月額24,000円 軽度:月額22,000円) 2年目 支払賃金の月額1/3 (限度額 重度:月額12,000円 軽度:月額11,000円) ②、③ 《高年齢者、ひとり親家庭の父母等》 1年目 支払賃金の月額1/5 (限度額 月額22,000円) 2年目 支払賃金の月額1/10 (限度額 月額11,000円)	
申請期間	国の助成対象期間が終了した月から、6か月経過後、1か月以内 (その後、6か月ごとに申請)	
問い合わせ先	① 障害者継続雇用奨励金 障害福祉課 Tel076-220-2289 ②、③ 高年齢者、ひとり親家庭雇用奨励金 労働政策課 Tel076-220-2199	

【申請までの流れ(国の助成期間が1年間の場合)】



求職者をトライアル雇用する場合



トライアル雇用助成金

対象	求職者の適性や業務遂行力を見極めるため、下記の対象労働者を一定期間 試行雇用(トライアル雇用)した事業主	
対象労働者	【トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)】 ①これまでに就労の経験のない職種又は業務に就くことを希望する方 など ②学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業に就いていない方 ③妊娠、出産・育児を理由に離職し、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている方 ④就労支援に当たって特別の配慮を有する方(ひとり親家庭の父母等など) 【トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース)】 障害のある方	
助成額及び 助成期間	月額(限度額)40,000円 × 最長3か月間(対象労働者1人につき) (ひとり親家庭の父母等にあっては、月額(限度額)50,000円)	
問い合わせ先	石川労働局 職業安定部 職業対策課 TeLO 7 6 - 2 6 5 - 4 4 2 8 ハローワーク金沢 (鳴和1-18-42) TeLO 7 6 - 2 5 3 - 3 0 3 5	

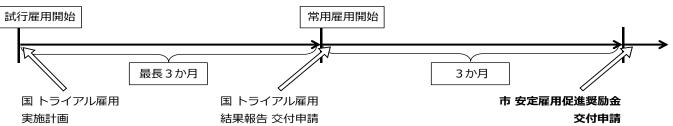


金沢市安定雇用促進奨励金

上記のトライアル雇用助成金を活用し、求職者を常用雇用した事業主に対し、奨励金を交付します。

対象	下記の対象労働者を試行雇用(トライアル雇用)終了後、引き続き常用雇用者として 3か月間雇用した金沢市内(本社または対象労働者の勤務場所が市内)の事業主 (対象労働者が、障害のある方、就労支援に当たって特別の配慮を有する方、45歳以上の 場合、本社及び対象労働者の勤務場所が市外であっても対象。)
対象労働者	上記のトライアル雇用助成金の対象労働者①②③④のいずれかに該当する方 障害のある方 いずれも金沢市民であること
交付額	60,000円(対象労働者 1 人につき) (ひとり親家庭の父母等にあっては75,000円、短時間障害者にあっては30,000円)
申請期間	対象労働者を常用雇用に移行してから、3か月を経過する日から3か月以内
問い合わせ先	労働政策課 TeL076-220-2199

【申請までの流れ】



大学等の学卒未就職者の方を雇用する場合

平成29年度末で 新規募集終了

金沢市奨励金

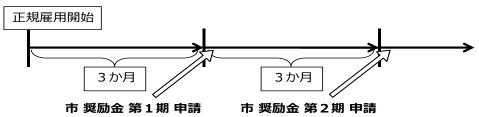
金沢市学卒未就職者安定雇用促進奨励金

大学等の学卒未就職者を正規雇用した事業主に対し、奨励金を交付します。

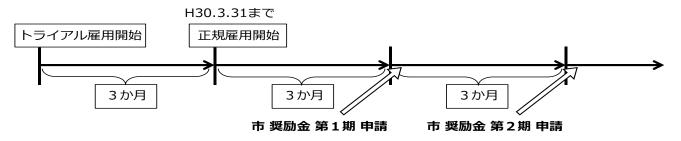
対 象	平成30年3月31日までにおいて、下記のいずれかに該当する、雇用保険の適用事業主 ①学卒未就職者を、雇入れ開始時より正規雇用したもの ②学卒未就職者を、国のトライアル雇用奨励金を活用したトライアル雇用をし、 トライアル雇用終了後、正規雇用したもの
対象労働者	下記のいずれにも該当する方 ・大学等(大学院・短大・専修学校・高校・中学校等含む)を卒業後3年以内の方但し、新卒の方は対象になりません ・1年以上継続して正規雇用されたことがない方 いずれも金沢市民であること
交 付 額	120,000円(対象労働者1人につき60,000円×2回)
申請期間	対象労働者を正規雇用してから3か月を経過するごとに3か月以内
問い合わせ先	労働政策課 TeL 0 7 6 - 2 2 0 - 2 1 9 9

【申請までの流れ】

H30.3.31まで



②の場合

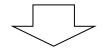


※「金沢市安定雇用促進奨励金」(P3) と「金沢市学卒未就職者安定雇用促進奨励金」(P4) を 併給することはできません(どちらか一方しか受けることが出来ません)。

東日本大震災等で被災して本市へ転居した避難者 を雇用する場合

特定求職者雇用開発助成金 (被災者雇用開発コース助成金(旧名称 被災者雇用開発助成金))

対象	下記の対象労働者を継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として 雇い入れた事業主	
対象労働者	 災発生時に原発事故に伴う警戒区域等に居住していた方であって、以下の①又は②のずれかに該当する方 ①被災離職者(次のいずれにも該当する方) ・震災発生時に被災地域において就業していたこと ・震災により離職を余儀なくされたこと ・震災による離職後、安定した職業に就いたことがないこと ②被災地求職者 ・震災後、安定した職業についたことがない方 	
助成期間 及び助成額	《短時間労働者以外の者》 助成期間:1年間 助成額 大企業 50万円(対象労働者1人につき)中小企業 60万円(") 《短時間労働者》 助成期間:1年間 助成額 大企業 30万円(対象労働者1人につき)中小企業 40万円(")	
問い合わせ先	石川労働局 職業安定部 職業対策課 TeLO 76-265-4428	

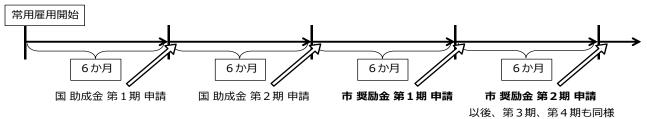


金沢市震災特例避難者雇用奨励金

東日本大震災等で被災して金沢市へ転居した避難者を上記の被災者雇用開発コース助成金の 助成対象期間終了後も、引き続き雇用する(した)事業主に対して、奨励金を交付します。

対象	国の被災者雇用開発助成金の助成対象期間満了後も、引き続き下記の対象 労働者を雇用した事業主	
対象労働者	東日本大震災等で被災して金沢市へ避難し、金沢市内に居所を有する方で、 総務省の全国避難者情報システムに登録した方	
交付期間	2年間	
交付額	1年目 支払賃金の月額1/5 (限度額 月額22,000円) 2年目 支払賃金の月額1/10 (限度額 月額11,000円)	
申請期間	国の助成対象期間が終了した月から、6か月経過後、1か月以内 (その後、6か月ごとに申請)	
問い合わせ先	労働政策課 TeL 0 7 6 - 2 2 0 - 2 1 9 9	

【申請までの流れ】



子育てしやすい職場環境づくりを行う場合



-般事業主行動計画の策定・届出

次世代育成支援対策推進法で事業主が策定することが求められている、労働者の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備の計画です。

対象	常時雇用する労働者が ・101人以上の事業主 (法律により策定・届出は義務) ・50人以上の事業主 (いしかわ子ども総合条例により、策定・届出は義務) ・49人以下の事業主 (策定・届出は努力義務)
問い合わせ先	石川労働局 雇用均等室(西念3-4-1 駅西合同庁舎6階) Tel 0 7 6 - 2 6 5 - 4 4 2 9

金沢市制度

金沢市はたらく人にやさしい事業所表彰制度

労働環境の改善や雇用問題の解決に積極的に取り組む企業を優良事業所として表彰します。

対 象	下記のような取り組みで具体的な成果を挙げている事業所 ・派遣社員等の非正規労働者の正規雇用化を推進している ・障害者の雇用の拡大に取り組んでいる ・高齢者が継続して働ける雇用条件を整備している ・女性を役職に登用すること等の女性の地位向上を推進している ・仕事と生活の両立を推進している ・環境、教育、子育て等の分野における社会貢献活動に取り組んでいる など	
問い合わせ先	労働政策課 Tel 0 7 6 - 2 2 0 - 2 1 9 9	

金沢市制度

金沢市子育てにやさしい企業利子補給金

一般事業主行動計画を策定・届出した企業に対して、金沢市の制度融資にかかる支払利子の一部を助成します。

対 象	・一般事業主行動計画を労働局に届出し、平成30年1月1日以降に新たに下記の金沢市制度融資を利用した本市内に本社事業所を有する中小企業・常時雇用する労働者が49人以下であること			
対象制度融資 産業振興資金、中小企業振興特別資金、緊急経営安定特別資金等				
助成額	平成30年中の支払利子の1/2(限度額 月額25,000円)			
助成期間 利子の償還を開始した月から12か月 原則1回限り ※再申請できる場合があります。詳しくはお問い合わせ下さい。				
問い合わせ先 労働政策課 161076-220-2199				

公共職業訓練施設等において職業訓練を受講した場合

金沢市奨励金

中高年齢者等職業訓練奨励金

県内の公共職業訓練施設等で職業訓練を受講しようとする30歳以上の方及び障害のある方に対し、 雇用の促進と生活の安定を図るため、奨励金を支給します。

対象者	下記のいずれにも該当すること ・公共職業能力開発施設等において、職業訓練を受講し、技能を習得しようとする方 ・公共職業能力開発施設等に入校を許可された日までに本市に1年以上引き続き 居住していること ・この職業訓練奨励金の交付を受けたことがないこと (平成27年4月1日より入校した方より、この職業訓練奨励金の交付は、 中高年齢者及び障害のある方のそれぞれの区分で1回限りとします)		
交付額	訓練期間が 6か月以上12か月未満の場合 5万円 12か月以上の場合 10万円		
申請期間	公共職業能力開発施設等に入校した日から3ヶ月を経過した日の翌日から30日以内		
問い合わせ先	労働政策課 TEL076-220-2199		

勤労者の方への融資制度等



未組織労働者信用保証料補給金

市内の未組織労働者(勤務先に労働組合がない方)が北陸労働金庫から融資を受ける際に、 (一財)石川県労働者信用基金協会に対して支払う債務保証料を本市で補給します。

制度概要	・生活資金、住宅資金(いずれも有担保)の債務保証への補給:5年間 ・保証料率:0.15% (ただし、担保評価額に対する保証割合が100%超えの場合0.17%) ・債務保証限度額:3,000万円			
対象者	【生活資金融資の債務保証の場合】 金沢市内に住んでいる方 【住宅資金融資の債務保証の場合】 金沢市内に住んでいる方で、金沢市内で自分が住む住宅を新築・増築・改築 または購入する方			
補給期間 及び 補給方法	《区分》 《補給期間》 《補給方法》 生活資金 無担保ローン 5年以内 一括補給 有担保ローン 5年以内 分割補給 住宅資金 有担保ローン 5年以内 分割補給 有担保ローンの分割補給とは、毎年度申請による補給方法です			
問い合わせ先	今わせ先 労働政策課 TEL 0 7 6 - 2 2 0 - 2 1 9 9			

勤労者の方への融資制度等



勤労者小口資金融資制度

勤労者が安定した生活を営むために生活小口資金を融資します。

制度概要	 ・融資金利 年 2.25%(金利情勢により変動あり) ・融資金額 100万円以内 ・返済期間 5年以内 ・返済方法 毎月返済又は毎月返済・ボーナス返済併用 ・条件 ①1年以上金沢市に在住、同一事業所に雇用されている方 ②市税を滞納していない方 ③保証協会の保証を受けられる方 	
取り扱い 金融機関	北陸労働金庫、金沢信用金庫、北國銀行、北陸銀行、のと共栄信用金庫、 北陸信用金庫	
問い合わせ先	上記、取り扱い各金融機関	

金沢市制度

勤労者育児・介護休業生活資金融資制度

勤労者が育児休業・介護休業を取得し、仕事と家庭生活の両立し、就業の継続が図られるように支援するために、その期間中に要する生活資金を融資します。

制度概要	 ・融資金利 年 0. 75% (金利情勢により変動あり) ・融資金額 100万円以内 ・返済期間 5年以内 (ただし、50万円以内は3年以内) ・条件 ①金沢市にお住まいの方 ②育児・介護休業を取得又は取得しようとする勤労者で、復職が確実な方 ③市税を滞納していない方 ④育児・介護休業に係わる他の公的融資を利用していない方 ⑤保証協会の保証を受けることができ、確実な保証人(配偶者又は同居家族)を1名を付すことができる方
取り扱い 金融機関	北陸労働金庫
問い合わせ先	北陸労働金庫

福利厚生活動をバックアップ

金沢勤労者福祉サービスセンター

中小企業にお勤めの方やそのご家族が、豊かで充実した生活を送ることができるよう、福利厚生サービスを 提供しています。(金沢市で設立した公的な団体です)

事業内容	慶弔金の支給、映画館・レジャー施設・旅行代理店・レストランなど各種施設の利用料 割引や助成、健康診断・人間ドックの助成、各種スクール受講料の助成 など			
入会金 及び会費	いずれも会員1人につき 入会金 1,000円 会 費 1,000円/月			
問い合わせ先	(公財)金沢勤労者福祉サービスセンター(北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ1階) IELO76-234-7871 ホームページURL https://www.k-ksc.jp/			

金沢勤労者プラザ

勤労者の福祉向上、健康の増進及び職業能力の向上を図るため、教育、文化、体育施設を備えた総合的な公共福祉施設です。

事業内容	 ・各種文化、教養、スポーツ講座の開講 いけばな、英会話、社交ダンス、ヨガ、トランポリン など ・各種施設(研修室・体育館等)、備品等の貸出 		
利用時間	9:00~21:00(日・祝日は、9:00~17:00)		
休館日毎月第1火曜日、年末年始(12月29日~1月3日)(一財) 石川県金沢勤労者プラザ(北安江3-2-20)問い合わせ先IEL 0 7 6 - 2 2 1 - 7 7 7 1 ホームページURL https://www.kinpura.com/			

シルバー世代の多彩な技術と経験を活用

金沢市シルバー人材センター

シルバー世代の多彩な技術と経験を活かし、地域社会のお役にたてる仕事を、企業・家庭・ 地方公共団体等から引き受け、登録会員に提供しています。

受注業務	施設管理、受付案内、屋内外軽作業、事務、筆耕、外交、折衝、集配、子守り 等 臨時的かつ短期的な就業その他軽易な業務				
会員登録費用	会費 年2,000円、 互助会費 年500円				
(公社)金沢市シルバー人材センター (二口町=24-5 金沢市公設花き地方卸売市場 横) Tel 0 7 6 - 2 2 2 - 2 4 1 1 ホームページURL http://www.sjc.ne.jp/kanazawa/					

雇用関係相談窓口のご案内

労働相談窓口

相談機関名·TEL		相談内容等	受付時間	住所
国	石川労働局 総合労働相談コーナー (石川労働局企画室内) Tal 076-265-4432	職場でのトラブルの相談と 解決援助サービス あっせん申請の受付	月~金 ^(祝日·年末年始除く) 8:30~17:15	西念3-4-1 (金沢駅西合同庁舎 5階)
	金沢総合労働相談コーナー (金沢労働基準監督署内) Ta. 0 7 6 - 2 9 2 - 7 9 4 7	職場でのトラブルの相談と 解決援助サービス あっせん申請の受付	月~金 ^(祝日·年末年始除く) 8:30~17:15	新神田 4 - 3 - 1 0 (金沢新神田合同庁舎 3階)
	労働条件相談ほっとライン IEL 0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0	労働条件に関する相談 平日夜間、土日に受付	月~金 17:00~22:00 土·日 10:00~17:00 (年末年始除〈)	(電話のみ)
石川県	石川県職業能力開発プラザ IELO76-261-1400	職業能力開発・労働問題 全般の相談	月~金 ^(祝日·年末年始除く) 8:30~17:00	芳斉1-15-15
金沢市	経済局労働政策課 労働相談窓口 IE 076-220-2188	社会保険労務士による 労働問題全般の相談 (女性の社会保険労務士は火)	火・木・金 ^(祝日・年末年始除く) 9:00~16:00	広坂 1 – 1 – 1 (市本庁舎 2 階)

職業相談窓口

	相談機関名·TEL	相談内容等	受付時間	住所	
	ハローワーク金沢 (金沢公共職業安定所) ILO76-253-3030	職業相談·紹介、求人募集 雇用保険、各種助成金、 障害者雇用 等	月〜金 (祝日・年末年始を除く) 8:30〜17:15 職業相談・紹介 のみ時間延長あり 火・木 17:15〜19:00 第2・4土 10:00〜17:00	鳴和1-18-42	
国	(会沢新卒応援ハローワーク) 若年者(35歳	若年者(35歳未満)や学生の方 の職業相談、紹介			
	マザーズハローワーク金沢 Tel 0 7 6 - 2 6 1 - 0 0 2 6	仕事と家庭を両立したい方の 職業相談、紹介	月~金 (祝日·年末年始を除く) 9:00~18:00		
	しごとプラザ金沢 (高齢者ジョブサポート石川) Ta. 0 7 6 - 2 2 3 - 0 7 6 5	職業相談、紹介		石引 4 - 1 7 - 1 (石川県本多の森 庁舎 1 階) いしかわ就職・定住 総合サポートセンター (I L A C)	
	U I ターンサポート石川 Ta 0 7 6 - 2 3 5 - 4 5 4 0	石川県へのU I ターンを考えて いる方の職業相談、紹介	月~土 (祝日·年末年始を除く) 9:00~18:00		
	ジョブカフェ石川 Ta. 0 7 6 − 2 3 5 − 4 5 1 3	39歳未満若年者対象の 職業相談			
石川県	女性ジョブサポート石川 ℡ 076-231-3149	女性の再就職支援 再就職準備セミナー等		(12/(3)	
	若者サポートステーション石川 1a.076-235-3060	ニート等の若年者(15歳〜 39歳)の職業相談			
	福サポいしかわ Ta O 7 6 - 2 3 4 - 1 1 5 1	福祉の仕事を考えている方の 職業相談、紹介			

≪ お問い合わせ先 ≫

金沢市経済局労働政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 TEL(076)220-2199 FAX(076)260-7191 E-mail:roudou@city.kanazawa.lg.jp

> 金沢市はたらくサイト http://kanazawa-hataraku.jp